

付 錄

工業統計調査規則	昭和26年12月28日 通商産業省令第81号 最終平成3年12月27日通商産業省令第86号 (省令の目的)
<b>第1条</b> 工業統計調査(指定統計第10号。以下「工業調査」という。)の施行は、この省令の定めるところによる。 (調査の目的)	
<b>第2条</b> 工業調査は、工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。 (調査の期日)	
<b>第3条</b> 工業調査は、毎年12月31日現在によって行う。 (調査の範囲)	
<b>第4条</b> 工業調査は、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令(昭和26年政令第127号)第2条の規定に基づく日本標準産業分類(昭和59年行政管理庁告示第2号。以下「日本標準産業分類」という。)に掲げる大分類F—製造業に属する事業所(国に属する事業所を除く。)又はこれを有する企業について行う。 (調査の種類)	
<b>第5条</b> 工業調査は、甲調査、乙調査及び丙調査とする。 2 甲調査は、前条に規定する事業所であって、従業者30人以上のもの(製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店であるものを除く。)について行う。	
3 乙調査は、前条に規定する事業所であって、従業者29人以下のもの(製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店であるものを除く。)について行う。	
4 丙調査は、前条に規定する企業であって、従業者50人以上で、資本金1千万円以上の合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社であるものについて行う。 (調査事項)	
<b>第6条</b> 工業調査は、次に掲げる事項について行う。 1 事業所名及び所在地 2 会社名 3 本社又は本店名及び所在地 4 他事業所の有無 5 経営組織及び資本額又は出資金額 6 従業者数及びその内訳 7 常用労働者毎月末現在数合計 8 現金給与総額 9 原材料、燃料及び電力使用額 10 委託生産費 11 有形固定資産の現在高、取得額、除却額、減価償却額及び建設仮勘定の増減 12 製造品在庫額、半製品及び仕掛品額並びに原材料及び燃料在庫額 13 製造品出荷額 14 加工販売額 15 内国消費税額 16 主要原材料名 17 作業工程 18 敷地面積及び建築面積 19 工業用地の取得面積 20 工業用水使用量及びその内訳 21 親会社の状況 22 子会社及び関連会社の状況 23 売上高及びその内訳並びに営業外収益額 24 営業費用及びその内訳並びに営業外費用 (調査票の様式)	
<b>第7条</b> 甲調査、乙調査及び丙調査は、それぞれ通商産業大臣が定める様式による工業調査票甲、乙及び丙(以下「調査票」と総称する。)によって行う。	

2 通商産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。  
(申告義務)

**第8条** 第4条に規定する事業所の管理責任者又は同条に規定する企業を代表する者(以下「申告義務者」という。)は、第5条の区分に従い、前条の調査票に掲げる事項について申告しなければならない。  
(準備調査)

**第9条** 市町村長(東京都内の区のある地域では区長。以下同じ。)は、調査を受ける事業所を確定するため、工業調査の実施に先立って第17条第1項に規定する工業統計調査員に準備調査を行わせ、通商産業大臣が定める様式により、工業調査準備調査名簿(以下「準備調査名簿」という。)1部を市町村長の定める日までに作成させなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。  
(調査の方法)

**第10条** 工業調査は、第17条第1項に規定する工業統計調査員が申告義務者に配布する調査票によって行う。

2 申告義務者が調査票の配布を受けなかったときは、調査票提出先にその旨を申し出て配布を受けなければならない。

**第11条** 削除  
(調査票等の提出)

**第12条** 申告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、記名して、1部を市町村長の定める日までにその事業所又は企業の本社若しくは本店の所在地の市長村長に提出しなければならない。

**第13条** 市町村長は、市町村(東京都内の区のある地域では区。以下同じ。)内の準備調査名簿及び調査票を整理した上、審査し、準備調査名簿については、その写し1部を作成して保存し、準備調査名簿1部及び調査票1部を都道府県知事の定める日までに都道府県知事に提出しなければならない。

**第14条** 都道府県知事は、受理した準備調査名簿及び調査票を整理した上、審査し、準備調査名簿の写し1部及び調査票の写し1部を作成して保存し、準備調査名簿1部及び調査票1部を翌年4月30日までに通商産業大臣に提出しなければならない。

(調査の指揮監督)

**第15条** 都道府県知事は、通商産業大臣の指揮監督を受けて、調査の執行をつかさどる。

2 市町村長は、通商産業大臣及び都道府県知事の指揮監督を受けて調査の執行をつかさどる。

**第16条** 削除  
(工業統計調査指導員及び工業統計調査員)

**第17条** 工業調査の事務に従事させるため、統計法第12条第1項の規定に基づき、統計調査員である工業統計調査指導員(以下「工業調査指導員」という。)及び工業統計調査員(以下「工業調査員」という。)を置く。

2 工業調査指導員及び工業調査員は、都道府県知事が任命する。

3 工業調査指導員は、市町村長の指揮監督を受けて、工業調査員を指導する。

4 工業調査員は、市町村長の指揮監督を受けて、工業調査に関する事務に従事する。

**第18条** 都道府県知事は、工業調査指導員又は工業調査員が統計法に違反し、任務を怠り、その他不都合の行為があったときは、解任することができる。  
(実地調査)

**第19条** 統計官、統計主その他工業調査に関する事務に従事する者、工業調査指導員及び工業調査員は、統計法第13条の規定により、必要な場所に立ち入り、第6条第6号から第24号までに掲げる調査事項について検査し、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問することができる。この場合には、職務を示す証票を示さなければならない。

(集計及び公表)

**第20条** 通商産業大臣は、調査票を審査した上、集計し、その結果

を速やかに公表する。  
(調査票の使用)

**第21条** 通商産業大臣、都道府県知事又は市町村長は、統計法第15条第2項の規定により、調査票を次に掲げる調査事項に限って、事業所名簿作成の資料として使用することができる。

- 1 事業所名
- 2 事業所所在地
- 3 本社又は本店名及びそれが会社の場合にはその資本額又は出資金額
- 4 本社又は本店所在地
- 5 経営組織
- 6 従業者数
- 7 主要製品名

2 通商産業大臣は、統計法第15条第2項の規定により、調査票を工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とした集計及び公表のため使用することができる。

3 都道府県知事又は市町村長は、統計法第15条第2項の規定により、調査票をその管轄する区域における工業の実態を明らかにすることを目的とした集計及び公表のため使用することができる。  
(調査票等の保存期間)

**第22条** 市町村長の保存する準備調査名簿の写し並びに都道府県知事の保存する準備調査名簿の写し及び調査票の写しの保存期間は、2年とし、通商産業大臣の保存する準備調査名簿、調査票及び集計表の保存期間は、3年とする。

2 調査票及び集計表を収録した磁気テープの保存期間は、5年とする。

#### 附則(抄)

- 2 昭和25年工業センサス規則(昭和25年通商産業省令第99号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。
- 3 旧規則の規定による準備調査名簿および調査票は、それぞれこの省令の規定による準備調査名簿および調査票とみなす。ただし、その保存については、なお従前の例による。
- 4 この省令施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 5 従業者3人以下の事業所について行う平成3年の乙調査は、第4条及び第5条第3項の規定にかかわらず、附則別表に掲げる業種について行う。
- 6 平成3年の工業調査については、第5条第1項の規定にかかわらず、丙調査は行わない。
- 7 平成3年の工業調査については、第6条第21号から第24号までに掲げる事項については、調査しない。

附則別表

業種	業種の範囲
ねん糸製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類143—ねん糸製造業
織物業	日本標準産業分類に掲げる小分類144—織物業
ニット製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類145—ニット製造業
家具製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類171—家具製造業
建具製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類173—建具製造業
ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類232—ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業
なめし革・同製品	日本標準産業分類に掲げる小分類241—なめし革製造業、小分類242—工業用革製品製造業(手袋を除く)、小分類243—革製履物用材
陶磁器・同関連製品製造業	業・同附属品製造業、小分類244—革製履物製造業、小分類245—革製手袋製造業、小分類246—かばん製造業、小分類247—袋物製造業、小分類248—毛皮製造業、小分類249—その他のなめし革製品製造業
洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類282—洋食器・刃物・手道具・金物類製造業

工業統計調査規則第4条に規定する調査の範囲に関する省令

(平成4年7月30日)  
(通商産業省令第50号)

統計法(昭和22年法律18号)第3条第2項の規定に基づき、工業統計調査規則第4条に規定する調査の範囲に関する省令を次のように定める。

平成4年7月30日

通商産業大臣 渡部 恒三

工業統計調査規則第4条に規定する調査の範囲の特例に関する省令

工業統計調査規則(昭和26年通商産業省令第81号)に基づき平成3年に行う工業調査については、同令第四条中「事業所(国に属する事業所を除く。)」とあるのは「事業所(国に属する事業所並びに長崎県島原市及び同県南高来郡深江町の区域内にある事業所を除く。)」とする。

#### 附則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の工業統計調査規則の規定は、平成3年12月27日から適用する。

(本規則は、平成3年工業統計調査に適用されたものであり、現行の規則とは異なる。)

記入が注文方及び簡単な品目分類を参考してください。

「加工貿易収入額」に記入してください。  
内国消費税額

内国消費税額については、納税ベースで記入してください。  
購入又は料金を支給された原材料名のうち、主なものを記入してください。購入し  
た原材料を使用して中間製品を作り、次にこの中間製品を原材料として製品

本社の出向課は、社員が必ずしも加工品の販売に従事するのではなく、工場での製造工程について、製造品の仕様書の作成や、生産工程の監視など、機械に付属する手作業につけるか、あるいは、その他の業務を行なう。また、機械に付属する手作業につけるか、あるいは、その他の業務を行なう。

(1) 「ア 葦業所敷地面積及び建築面積」  
工業用地及び工業用水

(7) 事業所敷地面積には、事業所上で使用（賃借を含む。）している敷地の全面積を記してください。ただし、鉄区、住宅、寄宿舎、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地が、生産設備などのある敷地

と、道路(公道)、へい、きくなどにより、明確に区別される場合又はこれらの歟地の面積が、何らかの方法で区別できる場合は除いてください。

(4) 事業所整面積には、事業所敷地内にある、すべての建築物の面積の合計を記入してください。

(2) 「工業用地の取扱面積」を業用地として本年中に買入契約を締結したものすべてを記入してください。

(3) 「工業用水」は、事業所内で生産のために使用されている水(雨水等の除)

(4) 「**1日当りの工業用水量**」とは、1日1月から12月31日までの1年間に、この事業所で使用した**工業用水**の総量を**業務日数**で割つたものです。

(5) 「ウ 1日当り水源別用水量」  
(6) 「公共水道」には、都道府県又は市町村によつて経営される工業用管道

(4) 「工業用水道」とは、飲用に適さない工業用水を供給するものです。  
 (5) 「地盤水・伏流水」には、河川、湖沼又は貯水池から取水する水(地盤水)  
 (6) の量と、河川敷又は旧河川敷において集水区域によって取水する  
 水(伏流水)

(e) 「井戸水」には、浅井戸、深井戸又は湧水から取水する水の量を記入してください。

(4) 「その他の淡水」には、上記のいすれにも屬さないで、「回流水」以外のもの、例えば、農業用水路から取水する水、他事業所から供給を受ける水などの量を記してください。

(5) 「回収水」には、この事業所内で一度使用した水を、循環して使用している水の量を記入してください。

(6) 「工場用途別用水量」  
〔例〕「サムライ四郎」  
〔注〕「サムライ四郎」は、本社内にて販売する飲料水。

(1) 「原料用氷」とは、製品の製造過程において、原料としてそのまま用いられる氷、あるいは製品原料の一部として添加使用される氷をいいます。

(7) 「製品処理用語」は、原料、半製品、製品などの浸漬液ならびに水を用いた処理工程における各段階の操作法を規定するものである。

(e) 「溶解用」、「染色用」などです。 「洗じょう用」とは、工場設備、又は製品の洗じょう用に使用される水をいいます。

(4) 「温調用水」とは、工場内の温度又は湿度の調整のために使用される水をいいます。

**備考** 「休業開始後未出荷」の事業所は、その旨をこの欄に記入してください。

**平成3年工業統計調査  
工業調査票乙**

(従業者29人以下の事業所用)

◎市区町村番号 基本調査区番号 ◎工業調査事業所番号

★記入欄  
○欄の入力欄には記入する。ア欄には記入する。  
記入欄にあたるキヤノン記入欄は、記入する。  
記入欄にあたるキヤノン記入欄は、記入する。

1 事業所の名称及び所在地 電話 ( ) 局番

2 本社又は本店の名称及び所在地 郡(市) 村(町) 丁目 番地

3 他事業所の有無 ある場合は○をつけてください。  
1 工場が一つで、本社・本店はこの工場と同じ場所にある。  
2 工場が二つある。(上記1、2以外)  
3 工場が二つ以上ある。(上記1、2以外)

4 経営組織 5 資本金額 又は出資金額

あてられる番号につけてください。  
1 会社(株式会社等)  
2 組合・その他の法人  
3 個人

6 従業者数 (年末現在)

常雇労働者 (毎月平均を含む)  
個人事業主及び無給家族従業者

7 現金給与総額 (年間) (期末賞与、退職金等を含む) 金額

8 原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費の合計額 (年間) (消費税額を含む) 金額

※備考

本票の内容について回答できる人の職、氏名

◎A ◎B ◎C ◎D ◎E ◎F ◎G ◎H ◎I ◎J ◎K ◎L ◎M ◎N ◎O ◎P ◎Q ◎R ◎S ◎T ◎U ◎V ◎W ◎X ◎Y ◎Z

9 製造品出荷額

ア 品目別製造品出荷額(年間) (消費税等内国消費税を含む) 金額

イ 加工費取入額(年間) 受け取るべき加工費を記入してください。(消費税額を含む) 金額

ウ 修理料取入額(年間) (消費税額を含む) 金額

12 おもな原材料名及び簡単な作業工程 (いでの作業工程を記入してください。) 金額

13 有形固定資産 1. 有形固定資産 (年間) 金額

2. 有形固定資産 (年間) 金額

3. 有形固定資産 (年間) 金額

4. 有形固定資産 (年間) 金額

備考

下記の13項目は従業者9人以下の事業所は記入する必要がありません。  
13項目は機器価額によつて記入し、その価額が消費税込みか、抜きであるか、○で囲んでください。  
1. 有形固定資産 (年間) 金額

2. 有形固定資産 (年間) 金額

3. 有形固定資産 (年間) 金額

4. 有形固定資産 (年間) 金額

備考

本票の内容について回答できる人の職、氏名

◎A ◎B ◎C ◎D ◎E ◎F ◎G ◎H ◎I ◎J ◎K ◎L ◎M ◎N ◎O ◎P ◎Q ◎R ◎S ◎T ◎U ◎V ◎W ◎X ◎Y ◎Z

★この調査票は、監視料、燃料、電力の要件は、他から購入したものとのと、同じ企業の他の事業所から受け入れられたものとのうち、実際には使用した総額をいいます。(購入額を記入するので)  
★この調査票は、原材料又は製品を他の事業所に販売する場合、それに支払った金額を記入してください。  
★この調査票は、原材料又は製品を加工して販売する場合、加工料を支払った金額を記入してください。  
★この調査票は、先期に購入した後、決算時に金額を算入して当期引当額として記入してください。

★この調査票は、監視料、燃料、電力の要件は、他から購入したものとのと、同じ企業の他の事業所から受け入れられたものとのうち、実際には使用した総額をいいます。(購入額を記入するので)  
★この調査票は、原材料又は製品を他の事業所に販売する場合、それに支払った金額を記入してください。  
★この調査票は、原材料又は製品を加工して販売する場合、加工料を支払った金額を記入してください。  
★この調査票は、先期に購入した後、決算時に金額を算入して当期引当額として記入してください。

## 工業統計表公表物一覧

発行所 発行

## 平成2年 工業統計表

大蔵省印刷局  
〃  
財通商産業調査会  
大蔵省印刷局  
財通商産業調査会  
大蔵省印刷局

平成4年5月  
平成4年6月  
平成4年7月  
平成4年8月  
平成4年8月  
平成5年1月

## 平成3年 工業統計表

大蔵省印刷局  
〃  
財通商産業調査会  
大蔵省印刷局  
財通商産業調査会  
大蔵省印刷局

平成5年4月  
平成5年5月  
平成5年6月  
平成5年7月  
平成5年11月

## 平成4年 工業統計速報

大蔵省印刷局  
〃  
財通商産業調査会  
大蔵省印刷局  
財通商産業調査会  
大蔵省印刷局

平成5年12月予定  
平成4年7月  
平成5年8月

\*については、刊行物によらず磁気媒体による公表のみ行っています。  
なお、上記の刊行物のほか磁気テープによる提供を下記のとおり行っています。

提供先 財通商産業調査会 経済統計情報センター

住所 東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

電話 03-3535-5348 (代表)

産業編	昭和46年以降	毎年
品目編	〃	〃
市町村編	〃	〃
用地・用水編	昭和56年以降	〃
工業地区編	昭和61年以降	〃
企業統計編	〃	〃
詳細情報	昭和53年以降	〃

昭和54年3月30日に統計法施行令の一部が改正され「磁気テープ等に記録したものを紙面または映像面に表示し、これを公衆の閲覧に供する方法」という新たな公表形態が設されました。

これに伴い、昭和53年以降の工業統計調査の集計結果のうち、都道府県別、市区町村別の詳細情報を公表しています。

平成3年詳細情報として公表する表は以下のとおりです。

- 1 都道府県別・産業細分類別表
- 2 都道府県別・産業中分類別・従業者規模別表
- 3 市区町村別・産業中分類別表(従業者4人以上)

## 1. 2. 都道府県別・産業細(中)分類別・(従業者規模別)表

都道府県	産業分類	従業者規模	(金額単位: 万円)					
事業所数	従業者数 (12月末現在)						内国消費税額	
	常用労働者		常用労働者(管理・事務)		個人事業主及び家族従業者			
	男(人)	女(人)	男(人)	女(人)	男(人)	女(人)		
製造品出荷額								
加工賃収入額	修理料収入額	くず廃物の出荷額	その他の収入額	合計	常用労働者	常用労働者(管理・事務)	その他の現金給与	合計
原材料使用額								
※	※	※	※	合計	年 初	現 在	高	
燃料使用額	購入電力使用額	委託生産費			土地	土地以外のもの(計)	(建物及び構築物)※ (機械及び装置)※ (その他)※	
有形固定資産額 (9人以下を除く)								
除却額	減価償却額	建設仮勘定*	土 地 取 得 額	取 得 額 (新規)				
土 地	土地以外のもの	増加額	減少額	土地以外のもの(計)	(建物及び構築物)※ (機械及び装置)※ (その他)※			
有形固定資産額 (9人以下を除く)								
取 得 額 (中古)			在 庫 額	在 庫 額	年 初 在 庫 額	年 末 在 庫 額		
土地以外のもの(計)	(建物及び構築物)※ (機械及び装置)※ (その他)※		製造品	半製品及び仕掛品	原 材 料 及 び 燃 料	合 計	製造品	半製品及び仕掛品
在 庫 額	年 初 在 庫 額	年 末 在 庫 額	事業所敷地面積 (m <sup>2</sup> )	事業所建築面積 (m <sup>2</sup> )	事業所延床面積 (m <sup>2</sup> )		用 地 取 得 面 積 (m <sup>2</sup> )	
年 末 在 庫 額	(従業者29人~10人)	(従業者29人~10人)						
原 料 及 び 燃 料	合 計							
用 地 取 得 面 積 (m <sup>2</sup> )								
水 源 別 用 水 量 (m <sup>3</sup> /日)								
公共水道								
工業用水道	上水道	地表水・伏流水	井戸水	その他の回収水	合計			
用 途 別 用 水 量 (m <sup>3</sup> /日)								
淡 水								
ボイラー用水	原 料 用 水	製品処理用水	冷却用水	温調用水	その他の原 料 用 水	製品処理用水	冷却用水	温調用水
用 途 别 用 水 量	生 产 额	付 加 値 額	粗付加価値額	有形固定資産額 (9人以下を除く)	有形固定資産額 (9人以下を除く)	付 加 値 率 (%)	現 金 給 与 率 (%)	原 料 材 率 (%)
海 水				年 末 現 在 高 (9人以下を除く)				
そ の 他	合 計							
従業者一人当たり								
分 配 率 (%)	現 金 給 与 総 額	製造品出荷額等 (除内国消費税額)	生 产 额 (除内国消費税額)	付 加 値 額	粗付加価値額	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (除内国消費税額)	生 产 额 (除内国消費税額)

## 3. 市区町村別・産業中分類別表(従業者4人以上)

都道府県	市区町村	産業分類	(金額単位: 万円)					
事業所数	従業者数 (人)	現金給与総額 (円)	原材料使用額等	製造品出荷額	加工賃収入額	修理料収入額		
製造品出荷額等		くず・廃物の出荷額	その他の収入額	合計	生 产 额	付 加 値 額	粗付加価値額	

平成3年

## 工業統計表 企業統計編

平成5年11月17日 印刷

平成5年11月30日 発行

編集者 通商産業大臣官房調査統計部

東京都千代田区霞が関1の3の1

電話 03(3501)1511

印刷 大蔵省印刷局

東京都港区虎ノ門2-2-4

電話 03(3587)4285~4287  
(業務部図書課ダイヤルイン)